

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	○ 本学の教育研究・社会貢献機能を強化するために、快適なキャンパス環境を計画的に整備する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
【34-1】 機能強化の観点から、改定したキャンパスマスタープランに基づき計画的な施設整備を行う。	【34-1-1】 改定したキャンパスマスタープランに基づき施設整備を推進する。	IV

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	○ 全学的な安全管理体制を強化させるとともに、教職員及び学生の安全に対する意識の啓発に努める。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
【35-1】 毒物・劇物の適正な管理を行うため、「化学物質管理システム」への登録を徹底させ、定期的に内部監査を実施して登録・管理状況を確認することにより、全ての試薬の登録を行う。	【35-1-1】 化学物質管理システムへの研究室保有試薬の登録状況を内部監査で確認し、登録の徹底を促す。また、年1回以上は在庫確認を実施し、登録内容の正確性を維持する。	Ⅲ
【35-2】 教職員及び学生の環境・安全に対する意識を向上させるため、環境マネジメントシステム研修（EMS研修（学部4年次生は参加必須））や防災訓練など環境・安全に関する研修等を年7回以上実施する。	【35-2-1】 環境配慮と安全管理の意識を向上させるため、環境安全研修会や防災訓練などの教育研修を年7回以上実施する。	Ⅲ

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する目標
③ 法令遵守に関する目標

- 中期目標
- 学内規則を含めた法令遵守や情報管理の徹底を図り、適正な大学運営を行う。
 - 研究における不正行為の発生を防止するための管理体制を強化する。
 - 研究費の不正使用の発生を防止するための管理体制を強化する。

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【36-1】 構成員の法令遵守に対する意識を向上させるための研修等を年1回以上実施する。また、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を継続するとともに、啓発のための研修等を年1回以上実施する。さらに、法令遵守や情報管理についての内部監査を定期的実施し、監事による総括を行う。</p>	<p>【36-1-1】 個人情報保護や法人文書管理等、法令遵守に対する意識を向上させるための研修を年1回以上実施する。また、内部監査を実施するとともに、監査に係る監事の総括を踏まえ、法令遵守体制の不断の見直しを行う。</p>	Ⅲ
	<p>【36-1-2】 情報セキュリティ基本方針に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報セキュリティに対する意識を向上させるための研修を年1回以上実施する。また、情報管理についての内部監査を実施するとともに、監査に係る監事の総括を踏まえ、情報管理体制の不断の見直しを行う。</p>	Ⅲ
<p>【37-1】 研究倫理の向上を図るため、教員や学生に対し研究倫理に関する研修等を年1回以上実施する。実施にあたっては、理解度テストを継続的に実施し、研修の効果の把握・改善等に活用する。また、博士論文等に対し、ソフトを用いた不正引用チェック等を実施するなど、研究不正防止のための管理体制を強化する。</p>	<p>【37-1-1】 理解度テストの結果を検証し、教員や学生に対し研究倫理に関する研修の実施及びeラーニング教材の活用により、意識の向上を図るとともに、論文剽窃防止ソフトの利用を促進する。</p>	Ⅲ
<p>【38-1】 「公的研究費の不正防止計画」及び「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」を必要に応じて見直すとともに、公的研究費の適正な使用に関する研修等や内部監査を実施する。</p>	<p>【38-1-1】 公的研究費に関する監査体制を強化するとともに、公的研究費に関する規則等の点検・見直しを行う。また、構成員等への周知徹底を図るとともに、学内におけるコンプライアンス教育（研修会）及び会計内部監査を実施する。さらに、問題点等を踏まえ本学独自の研修資料の見直しを行い、構成員に配布する。</p>	Ⅲ
	<p>【38-1-2】 契約手続きの適正性に関し、四半期毎に監事に対し調達状況の報告を行う。</p>	Ⅲ

(4) その他業務運営に関する特記事項等

○機能強化に向けた特色ある施設整備の推進

第3期中期目標期間における新営施設として、デザインを基軸とした教育研究プロジェクトを実行する拠点機能を備え平成29年度に竣工した「KYOTO Design Lab (デザインファクトリー)」がある。本施設は、海外一線級ユニット誘致による研究や人材育成の共同プロジェクト等の国際展開の拠点として整備したもので、学内に分散していた試作・加工設備を集約し、海外のデザインファクトリーと遜色のない設備を備えたものとしたことに加え、大空間のスタジオを家具等により仕切り、敢えて境界を曖昧にするなど、オープンな設計となっている点に特徴があり、異分野の研究者によるコラボレーションが促進されるよう設計されている。また、この設計によりフレキシブルにスペースを利用することが可能となり、各種プロジェクトが絶え間なく、最適に実施できるようになり、国内外の研究機関や企業と本学学生教職員の連携による教育研究が活発かつ円滑に展開されている。本施設で実施したプロジェクトの成果は、出展や受賞等により国際的に発信されているが、同時に、ファクトリー施設自体も高い評価を受けており、これまでに海外での認知度が高いデザイン誌「AXIS」での特集記事巻頭掲載（平成30年度）、グッドデザイン賞（「公共の建築・空間」部門）受賞（令和元年度）につながるなど注目を集めている。令和2年度においては、文部科学省「今後のラボデザインに関する調査研究協力者会議」が7月に取りまとめ公表した「特色あるラボデザインの事例集」にて「建築を柱とする領域横断型の教育研究のプラットフォームとなる空間」として本施設が取り上げられ、4つの重要な観点（「オープン」「フレキシビリティ」「コミュニケーション」「セキュリティ/セーフティ」）全てを備えたラボデザインの事例として紹介された。

また、令和2年度に推進した本学の特色ある施設整備事業として、文化的価値を有する建造物を活用する「和楽庵」の移築工事が完了した。これは、本学の開学120周年・創立70周年の記念事業の一環として、京都市左京区の南禅寺塔頭跡にあった歴史的建造物「和楽庵」の洋館部分について譲渡を受け、その文化的価値を保ちながら移築したものである。移築に当たっては、大学院の特別教育プログラム「デザインセントリックエンジニアリングプログラム」（p.6「○「デザイン」を中核とした産学公連携・異分野融合による実践的な博士人材育成プログラムの展開・拡充」参照）のセッション「和楽庵サイバーハウス化プロジェクト」を立ち上げ、本学が有する建築、繊維、情報、電子、機械工学、材料化学等のテクノロジーを適用して、「拡張性・可変性」をキーワードとしながら新たな価値を付加していく計画を進行させており、教育研究プロジェクトの実践の場としている。このセッションでは、移築工事の実施中である令和2年度においてはシステムの実施設計と制作、設置と検証を行っており、年度末に移築工事が完了したため、令和3年度においてはシステムの実装と実証実験を行う予定である。今後、「和楽庵」を異分野融合研究のための交流の場として活用することを予定しているが、施設整備に当たっては上記のように「京都が有する文化的価値」と「分野融合による先端技術」との掛け合わせを行うという工夫を凝らしており、本学の

理念を体現するものであると同時に、学内外の多様な分野の研究者によるコミュニケーションや、そこから生まれる創発による新領域開拓を促進する効果を高めている。

キャンパスマスタープランに基づく施設の機能改修やライフライン再生等の整備を実施したことに加え、上記のように、特色ある施設整備を推進している点において、年度計画を上回る進捗となった。

<関連計画：【34-1-1】>

○業務運営における新型コロナウイルス感染症拡大への対応

新型コロナウイルス感染症が拡大していく中、本学においては令和2年2月に学長・理事・副学長・研究科長・保健管理センター長と、総務企画課長及び学生関係各課長で構成する「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、原則として毎週会議を開催して、本学学生・教職員等の安全管理や大学の諸活動に関する対応を決定、実施してきた（教育活動に関する実施事項についてはp.7「○教育活動における新型コロナウイルス感染症拡大への対応」参照）。

業務運営については、情報科学センターが提供する情報基盤の活用により、以下の対応を取った。学内会議については原則として対面による実施を取りやめ、オンラインミーティングに切り替えて行った。また、研修等についてはオンラインによる実施またはe-learning教材を活用することにより、教職員の能力開発やコンプライアンス等の理解促進を着実に図った。令和2年4月に発出された緊急事態宣言下に際しては、急ぎ在宅勤務が可能となるリモート接続環境を提供するとともに、個人情報を含むデータの学外での使用禁止等のセキュリティ面での管理も遺漏なく行った。また、進学希望者に対する最大の広報機会であるオープンキャンパスについては、全国から多数の方が来学する点を考慮し大学現地での開催は中止せざるを得なかったが、進学希望者への情報提供機会を担保するために、学生や教員によるオンライン相談会を実施した。

【令和元事業年度評価における課題に対する対応】

○知的財産管理体制の不備に関する再発防止に向けた取組

本学の前理事・副学長（知的財産担当）が特許出願手続きにおいて、責任者である立場を利用して不正を行った事案が平成30年度に認められた。本事案は一人の人物に多くの権限が集中したことに大きな原因があったことから、再発防止に向けて、権限を分散させ、互いに牽制可能な知的財産管理体制（産学公連携推進センター知的財産戦略室でセンターのURAが行った事前調査について専門的知識を有する構成員が評価審査し、その評価審査結果を基礎資料として、産学公連携推進センター運営委員会で審議した後、知的財産の取扱いを学長が決定する）を平成30年10月に構築した。事案の公表後は、全教職員に向けての説明会やコンプライアンス研修等を行ったほか、役職員全員へのさらなるコンプライアンス徹底を図るため、利益相反マネジメントに基づく自己申告を令和

元年度から実施している。令和2年度においては、「研究不正に係る研究倫理教育研修」、「公的研究費に係るコンプライアンス研修」を実施した際に、未受講者には徹底した督促を行うよう改め、受講率100%を達成した。また、「研究活動の不正行為等の取扱いに関する規則」及び「公的研究費取扱規則」を改正し、研修の受講、不正行為及び不適切行為の防止に取り組むことを研究者及び構成員の責務として明記し、この責務を果たさない場合の罰則（研究活動の停止、公的研究費の取扱い停止）も定めた。

【法令遵守（コンプライアンス）に関する取組】

研究不正の防止や公的研究費の取扱いについては、構成員に対する研修の実施と、徹底した督促の実施、罰則規定の整備等に取り組んだ（前項「〇知的財産管理体制の不備に関する再発防止に向けた取組」参照）。

京都工芸繊維大学におけるサイバーセキュリティ対策等基本計画に基づき、主に次の事項に取り組んだ（以下、「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について」の別添の事項ごとに記載）。

1. 大学等が共通して対応すること

(1) 実効性のあるインシデント対応体制の整備

- ・既存の情報セキュリティインシデント対応体制（CSIRT）を維持した。
- ・本学の名称を使用して外部に公開している本学管理下の情報機器等や、本学関係者等を名乗る Web サイト、SNS 等についての調査を実施した。
- ・インシデント発生時の初動対応に係る確認や、緊急時の情報システム停止等の訓練を実施した。
- ・ファイアウォールのログ確認や脅威情報の収集を行った。
- ・文部科学省や国立大学法人等情報化連絡協議会が実施する研修や、日本ネットワーク・オペレーターズ・グループが実施するネットワークトラブルシューティングのコンテストに、CSIRT 要員が参加した。

(2) サイバーセキュリティ等に係る教育及び訓練並びに啓発活動の実施

- ・職員や学生に配布している「情報セキュリティ対策ポケットガイド」を新規採用職員、新入生や情報資産を扱う委託業者に配布した。また、外国人留学生等への啓発を目的として、新たに英語版ポケットガイドを作成した。
- ・構成員への注意喚起に際して情報セキュリティ対策基本方針等の再確認を促し浸透を図った。また、職員及び学生を対象とする「情報セキュリティ研修 2020」や、職員を対象とする標的型メール攻撃訓練、学生を対象とする情報セキュリティ関連の授業やセミナーを実施した。
- ・研究室配属学生から「情報システムの適正利用に関する同意書」を徴取した。
- ・令和元年度に発生した事案（研究室サーバへの不正侵入）を踏まえ、学外からのアクセスを許可するサーバの管理者に技術講習を受講させた。

(3) セキュリティ対策に係る自己点検及び監査の実施

- ・規則に基づく個人情報保護監査の一環で、情報管理に関する自己点検及び監査を実施した。
- ・IT 全般統制のチェック項目に基づく自己点検を行った上で、監査法人による IT 監査を実施した。
- ・コロナ禍に伴う在宅勤務実施に当たって、職員にアカウント情報の取扱いに係る自己点検を実施させ、適正な状態であることを確認した上でリモート接続を許可した。
- ・外部機関に委託して、Web アプリケーション診断を実施した。

(4) 他機関との連携及び協力

- ・民間機関のデータセンターのラックを借用し、バックアップサイトを準備した。
- ・京都府立大学、京都府立医科大学との三大学連携による教養教育共同化事業の実施のために、本学の e-learning システム（Moodle）を連携大学に提供した。
- ・国立情報学研究所が実施する「大学間連携に基づく情報セキュリティ体制の基盤構築」（NII-SOCS）に参加した。
- ・大学 ICT 推進協議会、国立大学法人情報系センター協議会の総会や研究会、国際会議等に参加して、関係機関との連携を図るとともに、情報収集を行った。

(5) 必要な技術的対策の実施

- ・グローバル IP アドレスを付与するすべての情報機器の管理を行うとともに、学外からの通信は許可された機器への許可されたポートのみに限定する規制を実施した。また、クラウドサービス、ホスティングサービス等を利用して学外に構築しているシステムについての調査を実施した。
- ・事務職員が業務端末へのリモート接続を行うに当たり、事務局の業務端末セグメント用にファイアウォールを設置した上で、VPN アプライアンスを導入した。
- ・情報基盤システムや業務システムの OS 等の脆弱性に迅速に対応する体制を保守業者との契約に含めることで維持したほか、マイクロソフト社との包括ライセンス契約により OS や Office アプリケーション等を常に最新バージョンで使用する体制を維持した。

(6) その他の必要な対策の実施

- ・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」、内閣サイバーセキュリティセンターの情報セキュリティハンドブック等に従って必要な対策を講じた。
- ・職員の在宅勤務における情報漏洩防止措置として「自宅で私物コンピュータを利用して大学の情報資産を取り扱う場合の遵守事項」を定め、対策を徹底した。
- ・FCF-UN 方式のセキュアな認証キーに対応した職員証を導入した。

(7) 情報基盤の整備（本学が独自に設定する項目）

- ・大学のセキュリティシステムを強化し、遠隔授業を安全に実施できる環境を整備することを目的として、次世代ファイアウォールを導入した。
- ・学内情報ネットワークシステム（高機能基盤情報ネットワークシステム）の調

達において、セキュリティ技術の動向を十分に調査した上でシステム構成を検討し、仕様を策定した。

2. 国立大学法人等が対応すること

(1) 情報セキュリティ対策基本計画の評価及び見直し（令和元年9月末まで）

該当なし。

(2) セキュリティ・IT人材の育成

- ・CISO及びCIOを補佐し、情報セキュリティの司令塔となる学内人材を情報統括室に配置する体制を維持した。
- ・CSIRT要員1名が文部科学省の実施する研修を受講して、日本セキュリティ監査協会の情報セキュリティ内部監査人能力認定を受けた。また、日本セキュリティ監査協会が認定する情報セキュリティ監査アソシエイトの資格を有するCSIRT要員2名が、同資格を維持したほか、情報処理安全確保支援士資格を有するCSIRT要員2名が経済産業省令の定める講習を受講して資格を維持した。

(3) 災害復旧計画及び事業継続計画におけるセキュリティ対策に係る記載の追加等

- ・内閣サイバーセキュリティセンターのガイドラインに準拠した「情報システム運用継続計画」の素案の作成に着手した。

【施設マネジメントに関する取組】

本学では、学内諸施設の整備及び実効性のある施設マネジメントについて企画、審議する機関として、施設委員会を設置している。施設委員会は、財務委員会、人事委員会等と並んで役員会直轄の委員会として位置づけられており、法人経営の観点から執行部による機動的、戦略的な意思決定を行っている。このような体制の下、以下の取組を行った。

①施設の有効利用や維持管理に関する事項

施設の有効利用を図るため、共同利用スペース利用規則に基づいてスペースチャージを課しながら共同利用に供している。共同利用スペースの利用については施設委員会において必要性、緊急性、充足性、若手研究者育成等を考慮して入居者選定や利活用方法を審議して運用を決定している。令和2年度における共同利用スペースを活用した教育研究成果として、多方面のデバイス応用が期待されている酸化半導体の創製、ゴムの加硫の技術革新に関する研究、スタンフォード大学を中心とする世界規模の産学連携プログラムME310/SUGARでのデザインシンキングに関する研究等があった。なお、共同利用スペースの貸与機関は最長3年または共同研究・受託研究の契約期間と設定しており、一定の流動性を確保することで、成果創出を促す仕組みとしている。

計画的かつ定期的な修繕を行うことで適切に施設の維持管理を行うため、平成28年度にインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定し、令和2年度には個別施設計画を策定した。また、予防保全事業として、キャンパスマスタープランに基づ

き策定した第3期及び第4期中期目標期間における施設整備計画に沿って、建物漏水対策事業や老朽化した空調機器の更新事業を順次実施している。令和2年度においては、13号館、創造連携センター南棟及び実習棟の屋上防水改修工事、創造連携センター南棟の空調設備更新工事、工織会館の照明設備LED化工事等を実施した。

②キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する事項

キャンパスマスタープラン2014改訂版に基づき、予算と優先度を考慮しつつ下記の施設整備を行った。

- ・建設後49年が経過し、建具の老朽化や配管の劣化による赤水発生、空調機器の老朽化等、教育研究活動に支障を来している10号館西半分の機能改修。
- ・老朽劣化している要修繕箇所及び所要額を把握し、修繕計画を立て順次改修工事を実施している。令和2年度は、13号館、創造連携センター、実習棟について、経年劣化による屋上からの漏水を防ぐための改修工事を実施。
- ・省エネ対策及びランニングコスト節約に向け、老朽化した空調機器の更新を順次実施している。令和2年度は、創造連携センターの空調機器更新工事を実施。

③多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項

平成28年度に策定したインフラ長寿命化計画（行動計画）及び令和2年度に策定した個別施設計画により、メンテナンスサイクル構築の重要性、トータルコストの縮減、予算の平準化及び財源確保の必要性について、学長、理事等の執行部を含め全学的に情報を共有している。その結果、教育等施設基盤経費のほか、資金運用による利益、目的積立金、授業料等収入及び共同利用スペースのスペースチャージで得た収入等から幅広く財源を確保した上で、施設整備計画に沿った維持管理経費に充てている。令和2年度は、主に以下の整備を行った。

- ・運営費交付金：10号館西側外壁改修工事、附属図書館1階空調改修工事
- ・授業料等：新型コロナウイルス感染症拡大予防（講義室網戸設置、建具開閉補修等、空調機フィルター清掃、電源増設）、国際交流会館附帯設備等営繕工事
- ・資金運用利益：附属図書館1～2階西側階段室非常照明更新工事、実習棟屋外照明改修工事
- ・目的積立金：11号館3階廊下避難器具新設

④環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に関する事項

本学では専門部署となるESMS（環境安全マネジメントシステム）事務局を設置し、地球環境や地域環境の保全及び改善のための教育研究を推進し、それに伴うあらゆる活動において環境との調和と環境負荷の低減に努めている。

ISO14001（環境ISO）を正式認証取得（平成13年：一部サイト、平成15年：全学）しており、現在まで更新を重ねているほか、これまで京都市による「産廃処理・3R等優良事業場」や「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」に認定されている。また、廃棄物の削減のため、全教職員が利用可能な物品リユースシステムを構築、運用している。本システムは電子掲示板方式で、掲載情報を毎週教職員に自動メール配信することにより利用率を上げている。

エネルギーマネジメントとしては、毎年策定する「環境安全マネジメントプログラム実行計画書」のもと、学生を含めた本学構成員がエネルギー使用量の削減に向けて取り組んでいる。エネルギー使用量の全学的管理としては、本学ホームページ上に建物別のエネルギー使用量を毎月公表し実態の「見える化」を行うことで、使用量の削減、費用の抑制を図っている。また、省エネ対策として、老朽化した空調機器の更新を順次実施している。松ヶ崎団地の8号館等の空調機器更新事業（総事業費 76,463 千円）を複数年計画で進めており、計画的に機器を更新することで、約 1,548 千円/年間の光熱費削減効果を見込んでいる。

【第3期中期計画に掲げる定量的指標の進捗状況について】

番号	中期計画における定量的指標	令和2年度実績
35-2	環境・安全に関する研修等年7回以上	7回